

執筆者:

E-mail☑ [辰巳 郁](#)E-mail☑ [田中 伸弘](#)E-mail☑ [原田 実侑](#)

1. はじめに

日本の公正取引委員会による企業結合審査と同様に、米国にも HSR ファイリング¹と呼ばれる企業結合規制が存在しており、日本企業同士の M&A であっても、所定の要件を満たす場合は、クロー징前に米国司法省(DOJ)又は米国公正取引委員会(FTC)への事前届出が必要となります。HSR ファイリングを行う場合、日本での届出とは異なり、当事者は審査を受けるために米国司法省又は米国公正取引委員会に対してファイリングフィーを支払う必要があるところ、2022 年 12 月 29 日、1976 年ハート・スコット・ロディノ反トラスト強化法(以下「HSR 法」といいます。)に基づくファイリングフィーを変更する(以下「本変更」といいます。)改正法案が成立し²、ファイリングフィーの金額等が大幅に変更されることになりました。本ニュースレターでは、本変更の概要についてご紹介します。

2. HSR ファイリングフィーの変更

(1) HSR ファイリングの概要

米国での企業結合規制の下では、企業結合を行う当事者及びその取引が、①通商に従事していること、②取引規模が1億100万米ドル超であること(2022年における取引規模要件)、③当事者の年間売上高又は総資産額が所定の閾値を超えること(当事者規模要件)、④適用除外規定に該当しないことの4要件をいずれも満たす場合には、米国司法省又は米国公正取引委員会への事前届出が必要となります。HSR ファイリングを行う場合には、日本と異なり、当事者が当局に対して取引規模に応じたファイリングフィーの支払を行う必要があります。

現行のファイリングフィーは、取引の規模に応じて設定されており、その詳細は下記のとおりです。従前は、取引規模の基準は毎年変更されていましたが、ファイリングフィーの金額自体は変更されていませんでした。

取引規模の基準	ファイリングフィー
取引規模が1億100万米ドル超かつ2億200万米ドル未満	4.5万米ドル
取引規模が2億200万米ドル以上かつ10億980万米ドル未満	12.5万米ドル
取引規模が10億980万米ドル以上	28万米ドル

¹ なお、「HSR」とは、現在の米国における独占禁止法の基礎となった Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976 という改正法の名称に冠された Hart、Scott 両上院議員と Rodino 下院議員のそれぞれの頭文字を取った略称です。

² 厳密には、2023 年度包括歳出法(Consolidated Appropriations Act, 2023)に含まれる 2022 年合併ファイリングフィー近代化法(Merger Filing Fee Modernization Act of 2022)による変更となります。

(2) 本変更の概要

本変更は、届出対象となる取引のうち、小規模な取引のファイリングフィーを引き下げ一方で、大規模な取引のファイリングフィーを大幅に引き上げる内容となっています。本変更後の HSR 法上の取引規模の基準と、それに対応するファイリングフィーは下記のとおりです。また、本変更により、取引規模の基準だけでなく、ファイリングフィーの金額自体も、米国消費者物価指数の変動に基づき毎年変更されることになります。

取引規模の基準	ファイリングフィー
取引規模が 1 億 6150 万米ドル未満	3 万米ドル
取引規模が 1 億 6150 万米ドル以上かつ 5 億米ドル未満	10 万米ドル
取引規模が 5 億米ドル以上かつ 10 億米ドル未満	25 万米ドル
取引規模が 10 億米ドル以上かつ 20 億米ドル未満	40 万米ドル
取引規模が 20 億米ドル以上かつ 50 億米ドル未満	80 万米ドル
取引規模が 50 億米ドル以上	225 万米ドル

現行のファイリングフィーは、取引規模に応じて 4.5 万米ドル、12.5 万米ドル又は 28 万米ドルであることに鑑みると、取引規模次第では、従前のファイリングフィーよりも低くなる事例もあれば、高くなる事例もありますが、取引規模が 5 億米ドル以上の取引であれば、ファイリングフィーは現行の制度よりも高額になることとなります。とりわけ、取引規模が 50 億米ドル以上の場合には、225 万米ドルものファイリングフィーの支払が必要となり、極めて高額なファイリングフィーの支払が届出を行う際に求められることとなります。

(3) 本変更の施行日

本変更は、米国公正取引委員会の合併事前届出担当当局(Premerger Notification Office)が本変更に関する通知を公表するまでは施行されず、現行のファイリングフィーが適用されます。施行日は、現時点では未定ですが、近日中に米国公正取引委員会から何らかの発表があるものと見込まれます。

3. おわりに

現時点において施行日は未定であるものの、HSR ファイリングのファイリングフィーの変更は、特に大規模な取引の場合には、従前と比較して大幅な費用を要することになるため、HSR ファイリングが必要となる場合は、弁護士費用に加えて、予め高額なファイリングフィーの費用や送金の手続が発生することも想定して準備を進めておく必要があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 